

新潟県事務決裁規程（昭和35年3月新潟県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

平成24年12月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後		改 正 前													
別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 建築住宅課		別表第4（第6条関係） (略) 土木部 (略) 建築住宅課													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(21) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22)～(45) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(21) (略)		<u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>		(22)～(45) (略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部長専決事項</th> <th>課長専決事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(1)～(21) (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(22)～(45) (略)</td> </tr> </tbody> </table>	部長専決事項	課長専決事項	(略)	(1)～(21) (略)		(22)～(45) (略)
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	(1)～(21) (略)														
	<u>(21)の2 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第59条の規定により、必要な助言及び指導を行うこと（地域振興局長に委任したものを除く。）。</u>														
	(22)～(45) (略)														
部長専決事項	課長専決事項														
(略)	(1)～(21) (略)														
	(22)～(45) (略)														
(略)		(略)													
別表第6（第15条関係） (1)・(2) (略) (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項		別表第6（第15条関係） (1)・(2) (略) (3) 地域振興局の部長、副部長、課長等の個別専決事項													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局地域整備部長</td> <td><u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u></td> </tr> </tbody> </table>	専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>専決権限を有する者</th> <th>専 決 事 項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新発田地域振興局地域整備部長</td> <td><u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u></td> </tr> </tbody> </table>	専決権限を有する者	専 決 事 項	(略)		新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>		
専決権限を有する者	専 決 事 項														
(略)															
新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>														
専決権限を有する者	専 決 事 項														
(略)															
新発田地域振興局地域整備部長	<u>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項第1号から第12号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条</u>														

	第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、

	第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
三条及び南魚沼の各地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第204号までに規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長及び維持管理課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
長岡地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項に規定する事項(地域整備部の副部長(総務担当)、庶務課長、維持管理課長、与板維持管理事務所長及び小千谷維持管理事務所長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。)
(略)	
上越地域振興局地域整備部長	新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、

備部長	<p>第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第212号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>	備部長	<p>第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで、第3項第134号、第135号及び第137号から第204号まで並びに第4項に規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、庶務課長、維持管理課長及び上越東維持管理事務所長の専決事項を除き、上越地域振興局妙高砂防事務所の所長及び次長並びに上越地域振興局直江津港湾事務所の所長、次長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第212号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>	佐渡地域振興局地域整備部長	<p>新潟県事務委任規則第3条の3第1項第199号から第320号まで、第340号から第492号まで及び第517号から第544号まで並びに第3項第134号、第135号及び第137号から第204号までに規定する事項（地域整備部の副部長（総務担当）、副部長（港湾空港担当）、次長、庶務課長、維持管理課長及び業務課長の専決事項を除き、同条第1項第302号から第320号まで及び第534号の2から第534号の6までに規定する事項については森林及び林業並びに農村振興に関する事項を除き、同条第3項第134号及び第135号に規定する事項については新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第6条に規定する建築物の所有者等が講ずるアスベスト排出防止措置に係るものに限る。）</p>
(略)		(略)	
(4) (略)		(4) (略)	